

審査請求書

2018年（平成30年） 月 日

国土交通大臣殿

請求人

印

—
1. 請求人の氏名・年齢・住所

氏名：

—

— 年齢：

—

— 住所：

—

2. 請求に係る処分

国土交通省が行った、2018年（平成30年）10月17日付の、平成30年3月20日付で申請のあった中央新幹線品川・名古屋間建設工事の大深度地下使用を認可した処分。

3. 請求に係る処分を知った日

2018年（平成30年）10月18日

4. 請求の趣旨

「2項の処分を取り消す」との決定を求める。

5. 請求の理由

(1) JR東海のリニア中央新幹計画は、全国新幹線鉄道整備法の第3条、「第三条 新幹線鉄道の路線は、全国的な幹線鉄道網を形成するに足るものであるとともに、全国の中核都市を有機的かつ効率的に連結するもの」では、ないので、公共性を有するとは言えない。故に、大深度地下使用法の適用事業とは言えない。

(2) JR東海は、30mより深度の深いトンネルは地下の使用について地権者と個別に交渉はしないと言っており、これは民法の規定に反する。その上、大深度使用法の適用の認可を求めるのは、虫が良すぎる。

(3) 都市部ではこれまで、シールドトンネルの工事により地上部分に色々な問題や被害が生じている。

口頭での意見陳述を 申し出る 申し出ない

以上